

市民活動をしている皆様へ

～ 市民活動団体登録のご案内 ～



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

どんな活動があるの？
一緒に活動したい！

こんなことができます！
協力します！

困っています。
力を貸して！

仲間を探そう！つながろう！

登録方法については
裏面を check

活動のPRや会員の募集、団体同士の連携などにご活用ください！

山武市で活動している市民活動団体の情報を「市民活動団体名簿」に登録していただくことにより、それらを幅広く周知することで、市民や地域、各団体の課題解決や、市内外の団体や企業、行政などとの新たな連携・協働のきっかけを作り、活動のさらなる発展を目的としています。

【問い合わせ・提出先】

山武市役所 総務部市民自治支援課 〒289-1392 山武市殿台 296 番地

TEL : 0475-80-0151 FAX : 0475-82-2107 E-mail : katsudoshien@city.sammu.lg.jp

H P : <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page002371.html>



市民活動団体登録について

登録すると、どうなるの？

- ・メールアドレスを登録された団体については、市民活動に係る各種セミナー、講習会及び市外市民活動団体の活動情報等が随時提供されます。
- ・市民自治支援課備え付けの情報交換ボックス（各団体個別の文書棚）を活用することができます。※利用者多数の場合、抽選の可能性もあります。（例：市からの情報入手、団体間の紙媒体による情報交換等）
- ・市民活動団体として公表することにより、団体としてPRを行うことができ、市内各団体とのネットワークが広がります。
- ・山武市のホームページに、イベント参加者募集などの情報を掲載できます。
- ・「さんむ市民活動★掲示板」（山武市役所本庁舎2階、さんぶの森交流センターあららぎ館の2か所に設置）にチラシを掲示することができます。
- ・あららぎ館の一部施設について、使用料の減免措置が受けられます。

※市民活動団体とは…

特定非営利活動法人又はボランティア団体等の任意団体であり、市民の自発性に基づき、様々な分野で自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体です！



山武市経済・産業活性化キャラクター
むーちゃん

登録の要件は？

- ・市内に事務所を有する又は市内で活動を行っている市民活動団体であること。
- ・構成員が2人以上であること。
- ・団体の運営及び活動を市民活動団体の自発性によって行っていること。
- ・定期的な活動の実績又はその見込みがあること。
- ・特定の個人又は団体のためではなく、不特定かつ多数のものの利益に資するための活動を行っていること。
- ・次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする活動を行う団体

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体

エ 山武市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

カ 真偽が定かでない事柄の偏向的又は排他的な主張が含まれる活動を行う団体

登録期間

随時募集中

登録の手続き

「山武市市民活動団体登録届」に必要事項をご記入のうえ、市民自治支援課までご提出ください。

登録届は、山武市役所市民自治支援課で配布しています。また、下記URLよりダウンロードすることもできます。随時受付による登録となりますので、名簿登載まで若干のお時間をいただきます。

【問い合わせ・提出先】

山武市役所 総務部市民自治支援課 〒289-1392 山武市殿台 296 番地

T E L : 0475-80-0151 F A X : 0475-82-2107

E-mail : katsudoshien@city.sammu.lg.jp

U R L : <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page002371.html>

